

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和8年1月19日（令和8年（行情）諮問第64号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第654号）

事件名：特定の会談の内容の記録とその会談の準備に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の5に掲げる部分を開示すべきであり、別紙の4に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月30日付け情報公開第00875号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

この通知の「不開示理由一覧」で番号2、3、4、5に対応する行政文書の不開示について、外務省はもし開示すれば法上の様々な「おそれ」があるためと主張しているが、法を乱用した不当な判断であり、すべて開示すべきである。請求者がそう考える理通（原文ママ）は様々にあるが、とりわけ、9年近く前の2016年11月の会談に関する記録であることや、トランプ氏が当時まだ私人であることが大きい。

また、この通知の「開示請求対象行政文書一覧表」には、2016年11月の安倍・トランプ会談の議事録だと明確にわかる文書が見当たらない。もし外務省がこの会談の議事録をそもそも「開示請求対象行政文書」に含めていないのなら、その判断は、請求者が「会談した内容の記録」の開示を求めた文書開示請求の趣旨からして不当であり、「開示請

求対象行政文書」に含めた上ですべて開示すべきである。

(2) 意見書（資料省略）

外務省が理由説明書（2024-00255）（下記第3を指す。）で述べていることは不可解、不自然である。そのことについて大きく2点、意見を述べる。関連資料3点を別紙として添える。

審査請求人は「2016年11月に米大統領選で当選したトランプ氏を同月17日に安倍首相がニューヨークに訪ねて会談した内容の記録と、その会談の準備に関する文書すべて」の開示を求めている。それに対し外務省は、一部を不開示とした理由について、「当時、私人であったとは言え、トランプ氏は、米国次期大統領として安倍総理と会談を行っており、時の経過を考慮しても、現在トランプ氏が米国の大統領である以上、政府部内で検討された対外発信・応答要領の内容や、トランプ氏との接触に当たって、想定される外交交渉上の論点などに関する資料については、現在も続く二国間関係や外交交渉に鑑み、開示することは適当ではない」（下線は審査請求人が付記）と述べている。

まず、下線部のような資料、つまり審査請求人にすれば「会談の準備に関する文書」について言えば、外務省が述べるような事情があるとしても、10年前の会談について、今回のように全く内容がわからないところまで不開示とする判断は甚だ疑問である。さらに「会談した内容の記録に関する文書」まで含めて言えば、「宿命の子 安倍晋三政権クロニクル」（船橋洋一著、2024年、文芸春秋）に、首相退任後の安倍晋三氏へのインタビューなどをもとに詳細に記されている（別紙1）。この出版は審査請求人に対する外務省の最終開示判断の前年である。外務省が「現在も続く二国間関係や外交交渉に鑑み」、関連の文書を不開示とする必要性は著しく低下している。

情報公開・個人情報保護審査会においては、こうした状況をふまえ、外務省が不開示とした部分の内容を吟味の上、その主張が妥当かどうかを検討いただきたい。

次に、理由説明書における外務省の上記の主張と、それに続く主張、つまり「会談の趣旨から、正式な記録の作成が行われなかったものである。この点を考慮しつつも、審査請求人が求めるように、さらに省内で文書の探索を行ったが、該当する追加の行政文書を発見することができなかった」という主張の矛盾を指摘する。

外務省は自ら述べるように、「当時、私人であったとは言え、トランプ氏は、米国次期大統領として安倍総理と会談を行っており、時の経過を考慮しても、現在トランプ氏が米国の大統領である」という事情から、下線部のような会談前の想定に関する資料を作成し、保管し、また審査請求人に対し不開示としたはずだ。そういう事情であればこそ、会談の

結果が詳しくわかる文書は、なおさら作成、保管しなければならない。
にも関わらず「会談の趣旨から、正式な記録の作成が行われなかった」
「省内で文書の探索を行ったが、該当する追加の行政文書を発見することができなかった」とは、一体どういうことであろうか。

外務省の言う「正式な記録」「該当する追加の行政文書」の意味は不明だが、審査請求人が開示を求めるのは、「２０１６年１１月に米大統領選で当選したトランプ氏を同月１７日に安倍首相がニューヨークに訪ねて会談した内容の記録（と、その会談の準備）に関する文書すべて」である。外務省は、「正式な記録」かどうかにかかわらず、会談の内容に関する文書全てを対象として開示判断をすべきであり、していないならやり直すべきである。

外務省がもし、会談の結果が詳しくわかる文書を全く作成していなかったり、作成していても紛失または廃棄したりして「発見することができなかった」のであれば、外務省における文書の作成と管理の根幹が問われる。２０１０年に日米密約問題を調査した外務省の有識者会議の問題提起（別紙２）が生かされていないと言わざるを得ない。

ただ、外務省が審査請求人に対し開示済みである、会談の結果に関する「対外発信・応答要領」（別紙３）には、「個別の論点を取り上げたか否かを含め、申し上げられない」「為替については市場に影響を与え得ることから申し上げると、取り上げられなかった」とある。この文書を作成するもとになった、会談の結果が詳しくわかる別の文書の存在がうかがわれる。「正式な記録」かどうかにかかわらず、例えば会談に同席した通訳のメモや報告など内容に関する文書が存在するなら、それは「行政文書」であり、開示判断の対象とすべきである。

情報公開・個人情報保護審査会においては、外務省の理由説明書ではなおあいまいなこうした点を精査の上、判断をいただきたい。

・別紙１

「宿命の子」（下）（船橋洋一著、２０２４年、文芸春秋）の表紙、奥付、２０１６年１１月の安倍・トランプ会談に関する記述計１１ページ

・別紙２

「いわゆる密約問題に関する有識者委員会報告書２０１０年３月９日」の「はじめに」までと「補章 外交文書の管理と公開について」計１３ページ

・別紙３

審査請求人に対し外務省が２０２５年６月３０日付で開示決定をした文書のうち、番号１６の「安倍総理とトランプ時期米国大統領との会談対外発信・応答要領」計４ページ

第３ 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和6年7月19日付けで受理した本件請求文書の開示請求に対し、法11条による開示決定等の期限の特例延長を行った後、21文書を特定し、7文書を部分開示、4文書を不開示、10文書を開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、「行政文書の不開示決定に不服であり、決定を取り消し、また、以下3の1段落目で述べる趣旨で必要であれば文書の探索をやり直して、該当文書を全て開示すべき。」とし、部分開示及び不開示の決定の取り消しを求める審査請求を行った。

2 原処分について

処分庁は、公電情報（文書8、番号1。法5条3号及び6号）、国の安全等に関する情報及び審議、検討または協議に関する情報（文書2から文書4、文書6、文書7、文書9、文書11、文書12、番号2。法5条3号及び5号）及び国の安全等に関する情報（文書5、番号3。文書8、番号4。文書10、番号5。それぞれ法5条3号）であるとして、部分開示及び不開示の決定を行った。

3 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は、「理由2から5に対応する行政文書の不開示について、もし外務省が開示すれば情報公開法上の様々な『おそれ』があるためと主張しているが、同法を乱用した不当な判断であり、全て開示すべきである。また、『開示請求対象行政文書一覧表』には、会談の議事録だと明確にわかる文書が見当たらないので、もし、外務省がこの会談の議事録をそもそも『開示請求対象行政文書』に含めていないのなら、その判断は、審査請求人が『会談した内容の記録』の開示を求めた文書開示請求の趣旨からして不当であり、『開示請求対象行政文書』に含めた上で全て開示すべきである。」旨主張している。

審査請求人は、「9年近く前の2016年11月の会談に関する記録であることや、トランプ氏が当時まだ私人であること」を理由に不開示箇所の開示を求めているが、当時、私人であったとは言え、トランプ氏は、米国次期大統領として安倍総理と会談を行っており、時の経過を考慮しても、現在トランプ氏が米国の大統領である以上、政府部内で検討された対外発信・応答要領の内容や、トランプ氏との接触に当たって、想定される外交交渉上の論点などに関する資料については、現在も続く米国との二国間関係や外交交渉に鑑み、開示することは適當ではない。

また、当該会談は、通訳のみが同席する、極めて閉鎖的な環境で実施されたものであり、外務省は、会談実現に向け、様々な調整を行ったものの、会談の趣旨から、正式な記録の作成が行われなかったものである。この点を考慮しつつも、審査請求人が求めるように、さらに省内で文書の探索を

行ったが、該当する追加の行政文書を発見することができなかった。

上記２点から、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和８年１月１９日 | 諮問書の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月３０日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ 同年２月１７日 | 審議 |
| ⑤ 同年９月７日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年１０月７日 | 審議 |

第５ 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号、５号及び６号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び別表の番号２ないし番号５に係る不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (１) 本件開示請求に係る開示請求書に鑑みれば、審査請求人は、２０１６年１１月１７日に行われた安倍総理（当時）とトランプ次期大統領（当時）の会談（以下「本件会談」という。）の内容の記録と、本件会談の準備に関する全ての文書の開示を求めているものと解される。諮問庁は、本件対象文書の特定の妥当性について、上記第３の３のとおり説明する。
- (２) 当審査会において、本件対象文書を確認したところ、諮問庁から文書１１として当初提示を受けた文書（以下「当初提示文書」という。）は、文書の送付に用いられた事務的な文書（和文）であることが認められた。そこで諮問庁に対し、原処分において処分庁が当該文書を法５条３号及び５号で全部不開示とした理由について照会したところ、誤った文書を当審査会に提示しており、別の文書が文書１１であるとの説明であった。
- (３) 当審査会において、諮問庁から文書１１として新たに提示を受けた文書（以下「後日提示文書」という。）を確認したところ、その内容は当

初提示文書とは内容が全く異なる文書であり、一部開示となった文書 12 をおおむね英訳した文書であることが認められた。また、諮問庁によると、検討過程での文書であったため全部不開示としたとの説明であった。

- (4) そこで、当審査会において本件行政文書開示決定等通知書を確認したところ、文書 11 の「行政文書の名称等」の欄には、「トランプ次期大統領との会談に関する資料④」と記載され、本件対象文書の具体的な文書の名称のみならず、どのような内容の文書が含まれ、どの程度の分量（枚数）であるのかも明らかにされていない。
- (5) 以上の経緯及び本件開示決定等通知書の記載を踏まえると、処分庁は、いかなる文書を対象として原処分を行ったのか、当審査会に新たに提出された後日提示文書は原処分で特定された文書と同一であるのか否か、当審査会として確認することができないといわざるを得ない。
- (6) また、諮問庁は、上記第 3 の 3 において、本件会談について「正式な記録が行われなかった」と説明する。この「正式な記録」につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し照会させたところ、本件会談の非公式な性格に注目したため「正式な記録」としたが、本件会談のいかなる記録も作成されていないとの説明であった。

しかしながら、特定された文書には、本件会談終了後の報道機関向けの対外応答要領及び資料並びに官房副長官記者ブリーフ資料が含まれているにもかかわらず、通訳のメモ、メール等の電磁的記録、政府部内の情報共有に用いた文書等が一切存在しないとする諮問庁の説明は、疑義を払拭することはできない。

- (7) なお、本件開示請求文言が、「その会談の準備に関する文書すべて」と記載されていることからすると、当初提示文書も本件請求文書に該当する文書と認められるので、改めて開示決定等をすべきである。
- (8) 以上から、原処分は、対象となる行政文書の特定が不十分なまま行われたものであり、処分庁において、開示請求者の利益に資するよう再度、本件請求文書の探索を実施し、本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

文書 11 については、上記 2 で述べたとおり、後日提示文書が原処分において特定された文書と同一の文書であることを確認することができないため、不開示情報該当性については判断しない。

(1) 別表の番号 2 及び番号 3 に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件会談に係る我が国の具体的な検討内容や対応振

りが記載されている。これらを公にすると、当時の我が国政府部内の未成熟な検討内容や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれ、今後の米国との外交関係に不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、文書7の不開示部分を除く部分は公にすることにより、当時の我が国の政府部内の未成熟な検討内容や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後の米国との外交関係に不利益を被るおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は不自然・不合理とはいえない。

したがって、文書7の不開示部分を除く部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号2に掲げる部分については、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、文書7は決裁の鑑であり、当該不開示部分を公にしても他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれ、又は政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認め難い。

したがって、文書7の不開示部分は、法5条3号及び5号のいずれにも該当するとは認められないので、開示すべきである。

(2) 別表の番号4及び番号5に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 文書8は、安倍総理（当時）とトランプ次期大統領（当時）の電話会談の記録であり、大統領選挙での勝利に対する祝意の伝達をはじめとする両者の具体的な発言が詳細に記載されている。また、文書10は、本件会談に向けた米側との調整に係るやり取りの文書であり、日米間の調整内容が具体的に記載されている。

(イ) 外務省が外交事務を適正に遂行するためには、他国との協力関係が不可欠であり、どのような交渉、協力又は依頼が具体的にされているかを公にした場合、他国との信頼関係が損なわれ、他国との協力が円滑に実施されず、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、上記ア（ア）の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、上記ア（イ）の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとはいえず、当該部分を公にすると、米国との信頼関係が損

なわれ、今後、米国との協力が円滑に実施されないおそれがあると諮問庁が判断することに相当の理由があると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 付言

- (1) 当審査会において、原処分に係る行政文書開示決定等通知書を確認したところ、文書5、文書6、文書9及び文書11につき、「開示決定した行政文書の名称等」欄には、「トランプ次期大統領との会談に関する資料」としか記載されておらず、どのような行政文書が、どの分量で特定されたのか不明確な記載であると認められる。かかる記載は、どのような行政文書が特定されたのかに関する開示請求者の正確な理解を妨げ、ひいては、開示請求者の正当な利益を損なうおそれがある。

したがって、処分庁は、原処分において、本件対象文書の具体的な文書名を記載する必要があったというべきであり、今後、行政文書開示決定等通知書には、特段の支障がない限り、原則として具体的な文書名を明示すべきである。

- (2) 当審査会において、原処分の行政文書開示決定等通知書を確認したところ、「不開示理由一覧」の記載内容は、別表に掲げるとおりであると認められる。

そうすると、審査請求人が開示を求める不開示部分については、原処分の開示決定等通知書において、法の条文をそのまま引用しているにとどまり、なぜ不開示部分が法5条3号、5号及び6号に該当するのか、開示した場合にどのような支障が生ずるのか等、不開示情報に該当するとする具体的な根拠が明らかではない。特に、本件対象文書を見分しても、番号2の「国の安全が害されるおそれ」に該当するとする具体的な根拠が不明である。

かかる記載は、開示請求者をいたずらに混乱させ、処分庁に対して無用な不信感を生じさせるものである。

処分庁は、今後、開示決定等通知書を作成する際は、具体的かつ適切な理由を記載すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の5に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙

の5に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであり、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

2016年11月に米大統領選で当選したトランプ氏を同月17日に安倍首相がニューヨークに訪ねて会談した内容の記録と、その会談の準備に関する文書すべて。

2 先行開示文書

文書1 (貼り出し) 安部総理(原文ママ)とドナルド・トランプ次期米国大統領との会談

3 本件対象文書

文書2 安部総理(原文ママ)とトランプ次期米国大統領との会談
対外発信・応答要領(案)①

文書3 安部総理(原文ママ)とトランプ次期米国大統領との会談
対外発信・応答要領(案)②

文書4 安部総理(原文ママ)とトランプ次期米国大統領との会談
野上副長官記者ブリーフ資料

文書5 トランプ次期大統領との会談に関する資料①

文書6 トランプ次期大統領との会談に関する資料②

文書7 決裁鑑

文書8 安部総理大臣(原文ママ)とドナルド・トランプ次期米国大統領の電話会談(記録)

文書9 トランプ次期大統領との会談に関する資料③

文書10 トランプ次期大統領との会談

文書11 トランプ次期大統領との会談に関する資料④

文書12 安部総理(原文ママ)とトランプ次期米国大統領との会談
対外発信・応答要領(案)③

文書13 安部総理(原文ママ)とトランプ次期米国大統領との会談
(平成28年11月18日)①

文書14 安部総理(原文ママ)内外声かけ(トランプ次期米国大統領との会談終了後)(11月17日)①

文書15 安部総理(原文ママ)とトランプ次期大統領との会談(2016年11月17日)(平成28年11月)

文書16 安部総理(原文ママ)とトランプ次期米国大統領との会談
対外発信・応答要領

文書17 バラック・オバマ大統領

文書18 国名:アメリカ合衆国(The United States of America)(平

成 2 8 年 1 1 月)

文書 1 9 日米関係 (平成 2 8 年 1 1 月)

文書 2 0 日米首脳会談 (日英) (平成 2 8 年 1 1 月)

文書 2 1 トランプ次期大統領との会談 (日英) (平成 2 8 年 1 1 月)

文書 2 2 ドナルド・ジョン・トランプ

4 特定すべき文書

諮問庁から審査会に対して当初提示された文書 1 1 (当初提示文書)

5 開示すべき部分

文書 7 の不開示部分

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 8（パターン・コード）	現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であって、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
2	文書 2 ないし文書 4、文書 6、文書 7、文書 9、文書 11、文書 12	公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
3	文書 5	他国に対する我が国の見解に関する情報であり、公にすることにより、当該国と我が国の信頼関係を損なうおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号
4	文書 8（番号 1 以外の不開示箇所）	他国との会談の内容のうち、公にしないことを前提とした発言に係る記述であって、公にすることにより、関係国との信頼関係を損なうおそれのある部分を不開示とした。	法 5 条 3 号
5	文書 10	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とし	法 5 条 3 号

		た。	
--	--	----	--